

監事の監査報告書

令和8年5月22日

学校法人 堀之内学園

評議員会 御中

学校法人 堀之内学園

監事 菅沼 猛 

監事 増田 民雄 

私たちは、学校法人堀之内学園の監事として、私立学校法第52条第1項に基づいて、同学園の令和7年度（令和7年4月1日から令和8年3月31日まで）における財産目録及び計算書類（資金収支計算書、事業活動収支計算書、貸借対照表及び付属明細書）を含め、学校法人の業務並びに財産の状況について監査を行いました。

私たちは、監査にあたり、理事会その他重要な会議に出席するほか、重要な決算書類等を閲覧するなど必要と思われる監査手続きを実施しました。

監査の結果、私たちは、学校法人の業務に関する決定及び執行は適切であり、財産目録及び計算書類は合計帳簿と合致し、法人の収支及び財産の状況を正しく示しており、学校法人の業務又は財産に関し、不正の行為又は法令若しくは寄附行為に違反する重大な事実はないものと認めました。

記

1. 日 時 令和8年5月22日（金） 17:00～

2. 場 所 学校法人 堀之内学園 堀之内幼稚園 職員室

3. 監査事項

（1）法人の財産状況について （財産目録）

（2）業務執行状況について

①令和7年度 貸借対照表、収支計算書及び付属する証憑について

②令和7年度 事業の実績について

以 上

監事の監査報告書

令和8年5月22日

学校法人 堀之内学園

理事会 御中

学校法人 堀之内学園

監事 菅沼 猛 

監事 増田 氏雄 

私たちは、学校法人堀之内学園の監事として、私立学校法第52条第1項に基づいて、同学園の令和7年度（令和7年4月1日から令和8年3月31日まで）における財産目録及び計算書類（資金収支計算書、事業活動収支計算書、貸借対照表及び付属明細書）を含め、学校法人の業務並びに財産の状況について監査を行いました。

私たちは、監査にあたり、理事会その他重要な会議に出席するほか、重要な決算書類等を閲覧するなど必要と思われる監査手続を実施しました。

監査の結果、私たちは、学校法人の業務に関する決定及び執行は適切であり、財産目録及び計算書類は合計帳簿と合致し、法人の収支及び財産の状況を正しく示しており、学校法人の業務又は財産に関し、不正の行為又は法令若しくは寄附行為に違反する重大な事実はないものと認めました。

記

1. 日 時 令和8年5月22日（金） 17:00～

2. 場 所 学校法人 堀之内学園 堀之内幼稚園 職員室

3. 監査事項

（1）法人の財産状況について （財産目録）

（2）業務執行状況について

①令和7年度 貸借対照表、収支計算書及び付属する証憑について

②令和7年度 事業の実績について

以 上